

入札説明書

高田高等学校 物置移設工事

令和4年7月

奈良県立高田高等学校

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、入札公告第2に定めるもののほか、次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(2) 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	①建築工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学

- 校を含む。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの
- ② 建築工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称するもの
 - ③ 建築工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの
 - ④ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
 - ⑤ 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
 - ⑥ 建築業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限り、)とするものに合格した者
 - ⑦ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者
 - ⑧ 国土交通大臣が①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者

注：⑤の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、建築工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務(営業担当など)に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。

2 入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 入札参加申込書は様式1により作成してください。
- (3) 入札参加申込書については、持参又は書留郵便により提出してください。

3 入札の手続

- (1) 提出した入札書及び工事費内訳書(以下、「入札書等」と言います。)を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書(様式2)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。
再度(2回目の)入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。
- (4) 上記(3)により再度入札を行う場合がありますので、入札書等は2枚作成してください。1回目入札用の入札書等と2回目入札用の入札書等が区別できるよう、明示してください。

なお、再度（２回目の）入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式２）を提出ください。

- (5) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書等受付締切日時までに入札書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書等受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

- (6) 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「〈開札日〉、〈工事名〉及び「１（２）回目入札書在中」を朱書きし、入札書を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を表封筒に入れ、奈良県立高田高等学校事務長あての親展として、入札公告第３で指定する期限までに入札広告第３で指定する場所へ到着するようにしてください。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
(2) 奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号。以下「契約規則」といいます。）第７条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
(3) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
(2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。
落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行います。

6 契約の不締結

契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

7 技術者の配置

落札者は配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限ります。

8 現場代理人の配置

落札者は、現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

9 契約書作成の要否等

要します。落札者は、契約規則第１７条第１項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

10 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 入札参加申込書の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒636-0061

奈良県大和高田市磯野東町6-6

奈良県立高田高等学校 事務室

TEL: 0745-22-0123 (直通)